

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第61号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第4（第2条関係） 保健福祉事務関係手数料			別表第4（第2条関係） 保健福祉事務関係手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
[略]			[略]		
32 <u>大麻取締法</u> （昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく <u>大麻取扱者免許</u> の申請に対する審査	<u>大麻取扱者免許申請手数料</u>	[略]	32 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> （昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく <u>大麻草採取栽培者の免許</u> の申請に対する審査	<u>大麻草採取栽培者免許申請手数料</u>	[略]
33 <u>大麻取締法</u> 第10条第5項の規定に基づく <u>大麻取扱者の登録事項の変更</u>	<u>大麻取扱者登録変更手数料</u>	[略]	33 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> 第6条第3項の規定に基づく <u>大麻草採取栽培者の登録事項の変更</u>	<u>大麻草採取栽培者登録変更手数料</u>	[略]
34 <u>大麻取締法</u> 第10条第6項の規定に基づく <u>大麻取扱者免許証</u> の再交付	<u>大麻取扱者免許証再交付手数料</u>	[略]	34 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> 第7条第3項の規定に基づく <u>大麻草採取栽培者の免許証</u> の再交付	<u>大麻草採取栽培者免許証再交付手数料</u>	[略]
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

- この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の大麻取締法（昭和23年法律第124号）第10条第5項の規定による大麻取扱者の登録事項の変更及び同条第6項の規定による大麻取扱者免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に改正法附則第6条の規定に基づきされた大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査については、この条例による改正後の岩手県手数料条例別表第4の32の項の規定の例により手数料を徴収する。